

平成 27 年度

石川県卸売市場の概要

平成 28 年 6 月

石川県農林水産部

目 次

I	卸売市場の概要（平成 27 年 4 月 1 日現在）	- 1 -
1	種類別市場数	- 1 -
2	年次別市場数	- 1 -
3	組織形態別市場数	- 1 -
4	市町別市場数	- 2 -
5	市場関係者数	- 2 -
6	石川県における卸売市場の取扱実績の推移	- 3 -
II	中央卸売市場の概要（平成 27 年 4 月 1 日現在）	- 7 -
1	市場の概要	- 7 -
2	開場の状況	- 7 -
2	市場施設規模	- 8 -
	市場の機構（平成 27 年 6 月 1 日現在）	- 9 -
III	地方卸売市場の概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）	- 10 -
1	市場数の状況	- 10 -
2	卸売業者数の状況	- 11 -
3	買受人の状況	- 13 -
4	品目別入荷形態の状況（平成 26 年度）	- 14 -
5	輸入農水産物の入荷状況（平成 26 年度）	- 15 -
6	販売方法の形態（平成 26 年度）	- 16 -
7	販売先の状況（平成 26 年度）	- 16 -
8	水産物産地市場の入荷形態等の状況（平成 26 年度）	- 17 -
IV	地区卸売市場の概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）	- 18 -
1	地区卸売市場の状況	- 18 -
2	開設組織形態別市場数	- 18 -
3	組織形態別卸売業者数	- 18 -
4	取扱金額の規模別卸売業者数（平成 26 年度）	- 18 -
V	参考資料	- 19 -
1	卸売市場制度の概要	- 20 -
2	石川県卸売市場条例	- 22 -
3	石川県卸売市場条例施行規則	- 30 -
4	卸売市場関係各種手続一覧	- 36 -
5	地方卸売市場における流通経路	- 39 -
6	県内卸売市場一覧表（平成 28 年 6 月現在）	- 40 -
7	県内卸売市場位置図	- 41 -

I 卸売市場の概要（平成 27 年 4 月 1 日現在）

県内の卸売市場法に基づく卸売市場数は、中央卸売市場 1、地方卸売市場 12、地区卸売市場 7、計 20 市場である。

1 種類別市場数

県内の卸売市場を種類別に見ると、水産（産地）市場が最も多くなっている。

種類	区分	中央卸売市場	地方卸売市場			地区卸売市場	合計
			公設	民営	計		
総合（青果・水産）		1	2		2		3
青果				1	1	1	2
水産（産地）				7	7	6	13
花き			1	1	2		2
計		1	3	9	12	7	20

2 年次別市場数

県内の卸売市場は、南加賀公設地方卸売市場（昭和 58 年 10 月）や七尾市公設地方卸売市場（昭和 60 年 10 月）、金沢市公設花き地方卸売市場（昭和 62 年 11 月）の新設に伴う統廃合のほか、旧すずし漁業協同組合地方卸売市場と近隣 3 地区市場の統廃合（平成 14 年 6 月）などにより、現在 20 市場となっている。

区分	青果・水産	青果	水産	花き	合計
昭和 50 年	2	9	28	4	43
昭和 53 年	2	9	30	4	45
昭和 59 年	2	6	29	4	41
昭和 61 年	3	2	17	4	26
昭和 63 年	3	2	16	2	23
平成 15 年以降	3	2	13	2	20

（各年 4 月 1 日現在市場数）

3 組織形態別市場数

県内の卸売市場を組織形態別に見ると、水産物産地市場の開設者である漁業協同組合の割合が高い（65％）。

市場区分		組織形態別	地方公共団体 (事務組合含む)	漁業協同組合	株式会社	その他	合計
中央	総合（青果・水産）		1				1
地方	総合（青果・水産）		2				2
	青果				1		1
	水産（産地）			7			7
	花き		1		1		2
	計		3	7	2		12
地区	青果					1	1
	水産（産地）			6			6
	計			6		1	7
合計			4	13	2	1	20

4 市町別市場数

区 分	市場数	加賀市	小松市	白山市	金沢市	七尾市	輪島市	珠洲市	志賀町	穴水町	能登町
中央卸売市場	1				1						
地方卸売市場	12	1	1		4	1	1	1	1		2
地区卸売市場	7	1		1	1	1	1			1	1
合 計	20	2	1	1	6	2	2	1	1	1	3

5 市場関係者数

市場区分		関係者	市 場 数	開 設 者 数	卸売業者数	仲卸業者数
中央	総合(青果・水産)		1	1	3	36
地方	総合(青果・水産)		2	2	5	11
	青 果		1	1	1	0
	水産(産地)		7	1	1	4
	花 き		2	2	2	4
	計		12	6	9	19
地区	青 果		1	1	1	0
	水産(産地)		6	1	1	0
	計		7	2	2	0
合 計			20	9	14	55

6 石川県における卸売市場の取扱実績の推移

取扱高の推移

(単位：百万円)

区分	金沢市中央卸売市場			地方卸売市場				
	青果	水産(消費)	合計	青果	水産(消費)	水産(産地)	花き	合計
5年	29,222	93,184	122,406	13,733	11,837	19,814	6,776	52,160
6年	28,462	89,398	117,860	12,913	11,457	20,757	6,788	51,915
7年	28,138	86,395	114,533	11,936	11,308	20,740	6,783	50,767
8年	27,099	89,059	116,158	11,385	10,894	20,520	6,587	49,386
9年	26,679	87,606	114,285	11,038	10,957	19,595	6,571	48,161
10年	28,665	83,865	112,530	11,154	10,539	19,163	6,729	47,585
11年	26,216	81,776	107,992	10,423	10,548	19,436	6,019	46,426
12年	24,399	78,555	102,954	9,791	9,762	16,909	5,460	41,922
13年	24,082	73,711	97,793	8,969	8,624	15,576	5,234	38,403
14年	23,766	71,200	94,966	8,583	7,912	16,423	5,248	38,166
15年	23,718	64,919	88,637	8,151	7,449	15,331	4,987	35,918
16年	23,794	61,711	85,505	8,300	7,438	15,585	5,170	36,493
17年	22,528	58,638	81,166	7,462	6,765	14,992	4,565	33,784
18年	22,956	56,858	79,814	7,343	7,548	21,895	4,612	41,398
19年	22,112	54,615	76,727	7,278	7,095	17,438	4,581	36,392
20年	21,908	53,093	75,001	6,622	7,341	18,756	4,074	36,793
21年	21,121	47,876	68,997	6,310	7,029	16,697	4,032	34,068
22年	22,835	45,722	68,557	6,092	6,469	16,853	3,367	32,781
23年	22,631	46,085	68,716	5,672	6,655	16,587	3,854	32,768
24年	22,551	45,618	68,169	5,290	5,802	15,544	3,726	30,362
25年	23,502	46,882	70,384	5,094	6,040	16,543	3,717	31,394
26年	24,040	48,966	73,006	4,869	5,927	16,111	3,524	30,431

区分	金沢市中央卸売市場＋地方卸売市場					地方卸売市場の割合(%)
	青果	水産(消費)	水産(産地)	花き	合計	
5年	42,955	105,021	19,814	6,776	174,566	29.9
6年	41,375	100,855	20,757	6,788	169,775	30.6
7年	40,074	97,703	20,740	6,783	165,300	30.7
8年	38,484	99,953	20,520	6,587	165,544	29.8
9年	37,717	98,563	19,595	6,571	162,446	29.6
10年	39,819	94,404	19,163	6,729	160,115	29.7
11年	36,639	92,324	19,436	6,019	154,418	30.1
12年	34,190	88,317	16,909	5,460	144,876	28.9
13年	33,051	82,335	15,576	5,234	136,196	28.2
14年	32,349	79,112	16,423	5,248	133,132	28.7
15年	31,869	72,368	15,331	4,987	124,555	28.8
16年	32,094	69,149	15,585	5,170	121,998	29.9
17年	29,990	65,403	14,992	4,565	114,950	29.4
18年	30,299	64,406	21,895	4,612	121,212	34.2
19年	29,390	61,710	17,438	4,581	113,119	32.2
20年	28,530	60,434	18,756	4,074	111,794	32.9
21年	27,431	54,905	16,697	4,032	103,065	33.1
22年	28,927	52,191	16,853	3,367	101,338	32.3
23年	28,303	52,740	16,587	3,854	101,484	32.3
24年	27,841	51,420	15,544	3,726	98,531	30.8
25年	28,596	52,922	16,543	3,717	101,778	30.8
26年	28,909	54,893	16,111	3,524	103,437	29.4

(注) 中央卸売市場は暦年(市場月報)、地方市場は年度(平成27年度地方卸売市場実態調査)で集計。

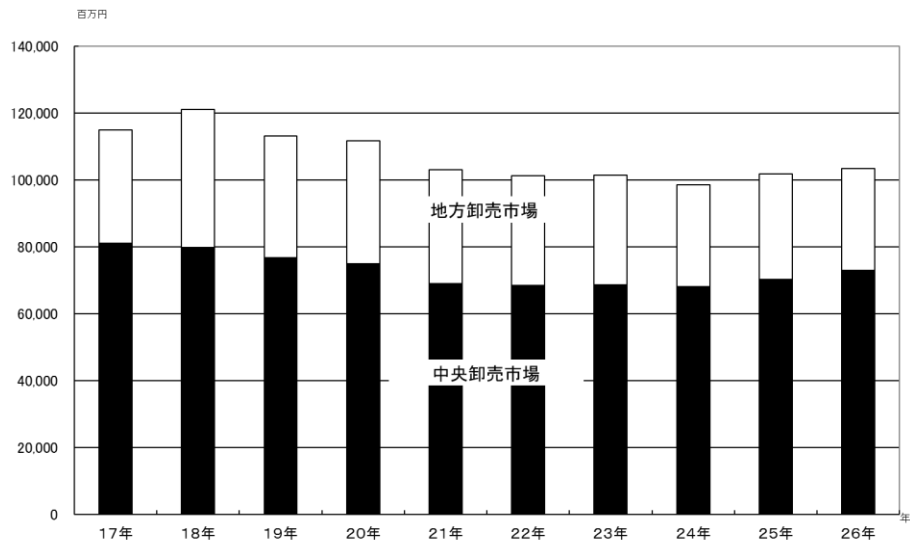
(2) 取扱量の推移

(単位：青果・水産；トン，花き；千本)

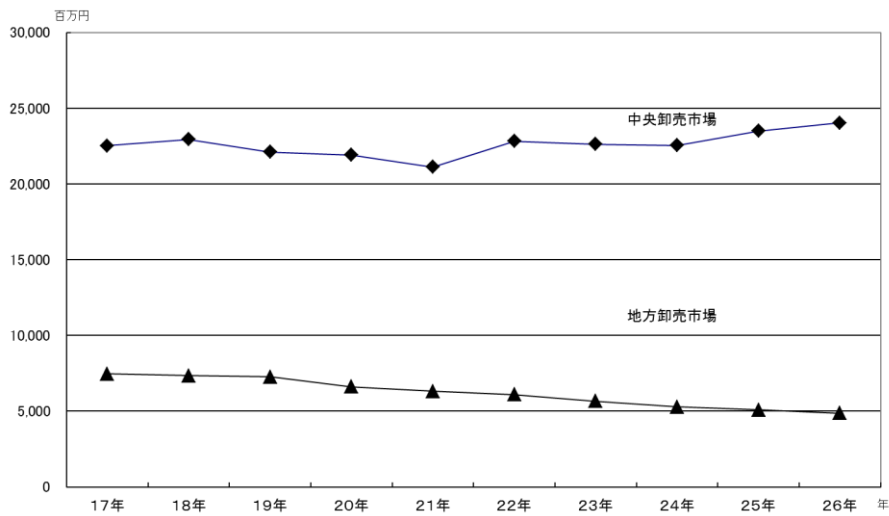
区分	金沢市中央卸売市場			地方卸売市場				
	青果	水産(消費)	合計	青果	水産(消費)	水産(産地)	花き	合計
5年	107,943	106,038	213,981	52,148	18,243	91,302	84,951	161,693
6年	103,999	101,533	205,532	49,210	26,211	72,113	84,547	147,534
7年	106,711	101,525	208,236	47,534	22,381	62,068	85,162	131,983
8年	101,597	102,479	204,076	45,090	18,208	72,553	83,962	135,851
9年	104,221	98,148	202,369	44,677	19,312	68,288	84,173	132,277
10年	100,273	93,782	194,055	40,830	16,603	56,098	81,199	113,531
11年	100,361	98,239	198,600	44,450	20,329	67,847	83,055	132,626
12年	103,232	103,993	207,225	42,511	18,924	59,577	80,907	121,012
13年	102,584	97,529	200,113	41,349	13,462	51,798	76,430	106,609
14年	100,881	90,720	191,601	39,514	14,912	45,887	74,117	100,313
15年	96,803	85,565	182,368	38,701	12,974	43,945	71,872	95,620
16年	94,764	80,034	174,798	36,910	15,678	41,397	69,455	93,985
17年	96,654	73,846	170,500	35,683	13,525	39,637	64,274	88,845
18年	93,445	68,343	161,788	32,556	16,412	55,198	69,962	104,166
19年	90,311	65,449	155,760	32,257	15,856	47,571	69,181	95,684
20年	90,215	63,034	153,249	29,557	16,389	50,115	69,264	96,061
21年	90,408	59,918	150,326	28,514	17,143	43,362	65,624	89,019
22年	90,319	58,170	148,489	24,775	15,562	45,331	61,949	85,668
23年	94,181	55,608	149,789	24,752	15,075	44,657	61,677	84,484
24年	94,881	56,075	150,956	23,812	11,776	42,494	58,246	78,082
25年	94,210	55,096	149,306	21,681	19,750	52,246	65,828	93,677
26年	94,071	52,028	146,099	20,261	14,945	43,284	53,900	78,490

区分	金沢市中央卸売市場＋地方卸売市場					地方卸売市場 の割合(%)
	青果	水産(消費)	水産(産地)	花き	合計	
5年	160,091	124,281	91,302	84,951	375,674	43.0
6年	153,209	127,744	72,113	84,547	353,066	41.8
7年	154,245	123,906	62,068	85,162	340,219	38.8
8年	146,687	120,687	72,553	83,962	339,927	40.0
9年	148,898	117,460	68,288	84,173	334,646	39.5
10年	141,103	110,385	56,098	81,199	307,586	36.9
11年	144,811	118,568	67,847	83,055	331,226	40.0
12年	145,743	122,917	59,577	80,907	328,237	36.9
13年	143,933	110,991	51,798	76,430	306,722	34.8
14年	140,395	105,632	45,887	74,117	291,914	34.4
15年	135,504	98,539	43,945	71,872	277,988	34.4
16年	131,674	95,712	41,397	69,455	268,783	35.0
17年	132,337	87,371	39,637	64,274	259,345	34.3
18年	126,001	84,755	55,198	69,962	265,954	39.2
19年	122,568	81,305	47,571	69,181	251,444	38.1
20年	119,772	79,423	50,115	69,264	249,310	38.5
21年	118,922	77,061	43,362	65,624	239,345	37.2
22年	115,094	73,732	45,331	61,949	234,157	36.6
23年	118,933	70,683	44,657	61,677	234,273	36.1
24年	118,693	67,851	42,494	58,246	229,038	34.1
25年	115,891	74,846	52,246	65,828	242,983	38.6
26年	114,332	66,973	43,284	53,900	224,589	34.9

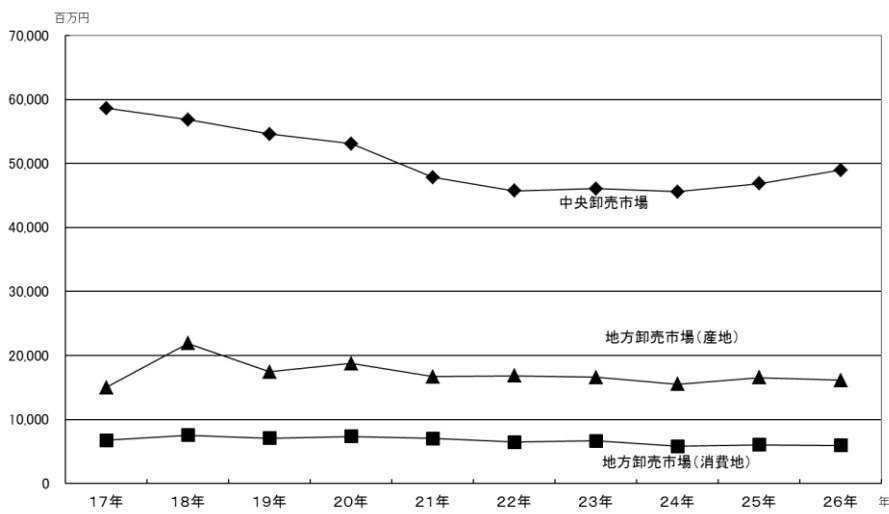
(注) 中央卸売市場は暦年(市場月報)、地方市場は年度(平成27年度地方卸売市場実態調査)で集計。
合計は、花きを除く。



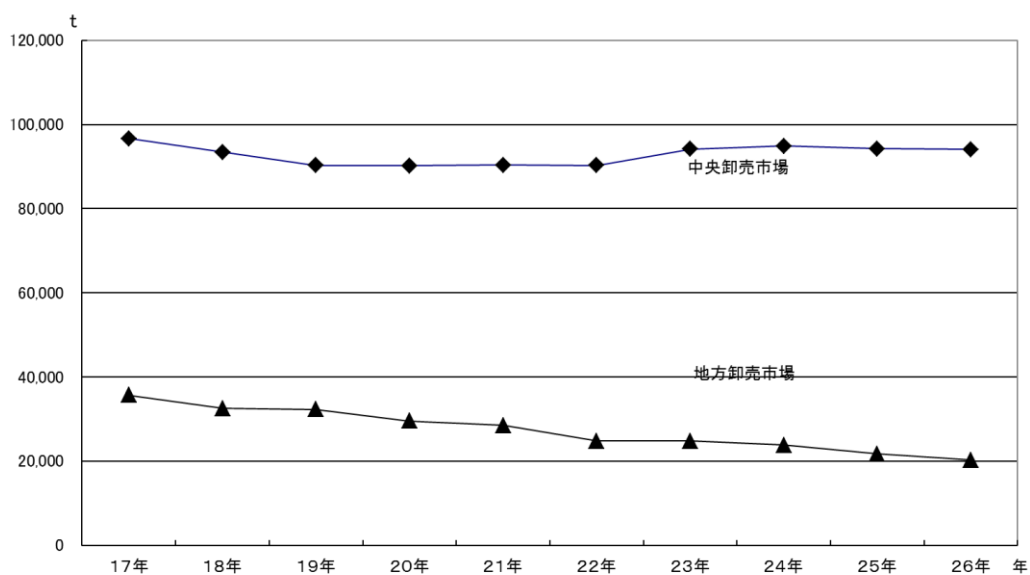
県内の卸売市場の取扱高の推移



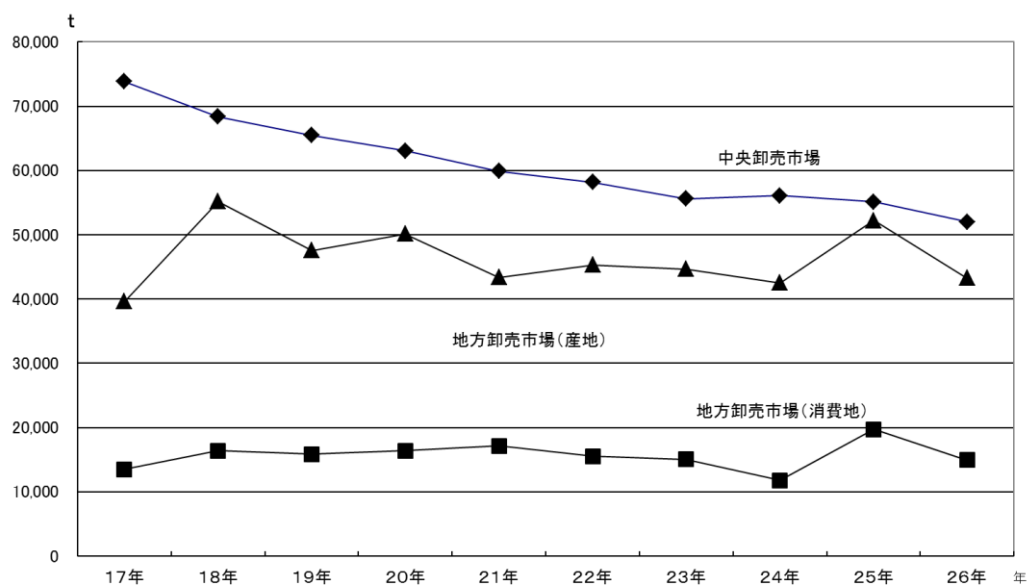
県内の卸売市場における青果物の取扱高



県内の卸売市場における水産物の取扱高



県内の卸売市場における青果物の取扱量



県内の卸売市場における水産物の取扱量

II 中央卸売市場の概要（平成 27 年 4 月 1 日現在）

1 市場の概要

- (1) 名 称 金沢市中央卸売市場
- (2) 所在地 金沢市西念 4 丁目 7 番 1 号 電話 (076)220-2711
- (3) 開設許可年月日 昭和 41 年 6 月 24 日
- (4) 業務開始年月日 昭和 41 年 7 月 18 日
- (5) 開設者 金沢市
- (6) 取扱品目
 - ① 青 果 部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品
 - ② 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品
- (7) 開設区域 金沢市

2 開場の状況

- (8) 開場日

次の日を除き毎日開場する。

 - ① 日曜日
 - ② 「国民の祝日に関する法律」第 3 条に規定する休日
 - ③ 1 月 2 日～1 月 4 日
 - ④ 12 月 31 日

但し、市長が特に必要と認めるときは休日に開場し、休日以外の日に開場しないことができる。

〔平成 26 年開市日数〕	
青 果 部	267 日
水産物部	270 日

- (9) 開場時間 0 時 00 分～18 時 00 分
- (10) 販売時間
 - ① 青 果 部 3 時 00 分～17 時 00 分
 - ② 水産物部 3 時 30 分～15 時 00 分
- (11) せり開始の時刻
 - ① 青 果 部 6 時 00 分
 - ② 水産物部 3 時 30 分

3 市場施設規模

(12) 市場内面積 86,116 m²

(13) 施設の概要

施設の種類	規模	棟別規模
卸売場	16,043 m ²	本館卸売場 7,688 m ² 第2卸売場 4,848 m ² 青果第3卸売場 2,757 m ² 活魚卸売場 750 m ²
仲卸売場	10,230	1F 8,030 m ² 1店舗当たり 49~223 m ² 2F 2,200 m ² 1店舗当たり 25~107 m ²
買荷保管所	1,753	
冷蔵庫	1,800	
青果専用低温貯蔵庫	860	
倉庫	252	青果加工食品倉庫
関連事務所等	5,575	本館卸売場 2F ほか 第2卸売場 2F ほか その他
関連事業者店舗等	5,247	関連商品売場 A棟・B棟・C棟 食品検査・相談室 金融機関等
管理事務所	695	管理事務所 476 m ² 会議室 170 m ² 更衣室 9 m ² 運営協会 40 m ²
福利厚生施設	525	食堂 430 m ² 診察室・理髪店 30 m ² 休養室 65 m ²
見学者通路	1,063	第2卸売場中 2F 及び本館卸売場 2F との連絡通路
立体駐車場	10,732	426 台
平地駐車場	35,472	849 台
第3卸売場屋上駐車場	2,575	87 台
クリーンセンター	1,041	
青果配送センター	515	
その他施設	132	ポンプ室、入場管理棟、便所
水産衛生センター (金沢市才田町戊 370-5)	2,328	地階 124 m ² 1階 2,012 m ² 2階 192 m ²

市場の機構（平成 27 年 6 月 1 日現在）

(14) 機構

開設者	金沢市長 山野之義氏		
業者内容	卸売業者	青果部 1社	水産物部 2社
	仲卸業者	青果部 17社	水産物部 19社
	売買参加者	青果部 201人	水産物部 148人
	関連事業者 45業者	第1種関連事業者（食料品卸売業・冷蔵庫業等） 32店舗 乾物5、鶏卵1、食肉1、豆腐1、菓子4、食品一般7 種苗1、冷蔵1、運搬2、食品加工7、冷凍食品1、雑貨販売1 第2種関連事業者（金融業・日用品雑貨販売業・その他） 15業者 食堂8、喫茶1、清掃1、日用雑貨2、金融機関2、仕出し1	

(15) 卸売業者の概要

	卸売業者 (代表者名)	払込済 資本金 千円	従業員数			電 話	業務開始 年 月 日
			計	役員	職員		
青果部	丸果石川中央青果株式会社 代表取締役社長 松本 久典	130,000	108人	9人	99人	(076) 264-7158	S41. 7. 18
水産物部	石川中央魚市株式会社 代表取締役社長 横町 博一	154,000	77	6	71	(076) 223-1364	S41. 7. 18
	ウロコ水産株式会社 代表取締役社長 嶋田 政之助	96,000	59	8	51	(076) 233-1925	S54. 5. 11

(16) 買受人の概要

	区 分	員数	団 体 名	代 表 者 名	T E L
青果部	仲卸業者	17社	金沢中央市場青果卸売協同組合	理事長 柿木 茂	261-6366
	売買参加者 (201人)	117人	金沢市青果食品商業協同組合	〃 須田紀久治	221-0651
		44人	加能地区青果協同組合	〃 金子 達郎	265-6674
		34人	石川県青果物小売商協同組合	〃 山本加津雄	265-6476
		5人	石動地区青果組合	組合長 加納 正敏	(0766) 67-0129
		1人	市外	一般売買参加者	
水産物部	仲卸業者	19社	金沢中央水産物卸協同組合	理事長 塩川 英広	261-6368
	売買参加者 (148人)	90人	金沢魚商業協同組合	〃 平村 敏一	263-2204
		12人	金沢中央市場発送仲卸協同組合	〃 新田 孝吉	265-6035
		14人	加越能水産商業協同組合	〃 竹本 正信	231-5310
		14人	市内	一般売買参加者	
		18人	市外		

III 地方卸売市場の概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）

1 市場数の状況

(1) 開設者の組織形態別市場数

区 分	公 設	準公設	民 営						合 計	
	地方公共 団 体	第 3 セクター	事業協同 組 合	農業協同 組 合	漁業協同 組 合	株式会社	その 他 社 会	任意組合		個 人
総合(青果・水産)	2									2
青 果						1				1
水産物(消費地)										
水産物(産地)					7					7
花 き	1					1				2
合 計	3				7	2				12

資料：平成 27 年度地方卸売市場実態調査（平成 26 年度実績）、以下同じ

(2) 用地面積の規模別市場数

区 分	1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上～ 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上～ 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上～ 3,500 m ² 未満	3,500 m ² 以上～ 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上～ 5,000 m ² 未満	合 計
総合(青果・水産)							
青 果	1						
水産物(消費地)							
水産物(産地)		1		1			2
花 き							
合 計	1	1		1			2

区 分	5,000 m ² 以上～ 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上～ 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上～ 30,000 m ² 未満	30,000 m ² 以上～ 40,000 m ² 未満	40,000 m ² 以上	合 計
総合(青果・水産)			1		1	2
青 果						1
水産物(消費地)						
水産物(産地)	2	1				7
花 き	2					2
合 計	4	1	1		1	12

(3) 卸売場の規模別市場数

区 分	500 m ² 以上～ 700 m ² 未満	700 m ² 以上～ 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上～ 1,200 m ² 未満	1,200 m ² 以上～ 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上～ 1,700 m ² 未満	1,700 m ² 以上～ 2,000 m ² 未満
総合(青果・水産)						
青 果	1					
水産物(消費地)						
水産物(産地)				2	1	
花 き				1		
合 計	1			3	1	

区 分	2,000 m ² 以上～ 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上～ 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上～ 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上～ 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上	合 計
総合(青果・水産)	1		1			2
青 果						1
水産物(消費地)						
水産物(産地)	3	1				7
花 き	1					2
合 計	5	1	1			12

(4) 取扱金額の規模別市場数 (平成 26 年度)

区 分	5 億円未満	5 億以上～ 10 億円未満	10 億以上～ 15 億円未満	15 億以上～ 20 億円未満	20 億以上～ 50 億円未満	50 億以上～ 100 億円未満	100 億以上	合 計
総合(青果・水産)					1	1		2
青 果	1							1
水産物(消費地)								
水産物(産地)		1	2		3	1		7
花 き			1		1			2
合 計	1	1	3		5	2		12

2 卸売業者数の状況

(1) 組織形態別卸売業者数

区 分	農業協同 組 合	漁業協同 組 合	株式会社	そ の 他 社	任意組合	個 人	合 計
青 果			3				3
水産物(消費地)			3				3
水産物(産地)		7					7
花 き			2				2
合 計		7	8				15

(2) 常時従事者(常勤役員を含む)規模別卸売業者数

区 分	9 人以下	10～30 人	31～50 人	51～70 人	71～100 人	101 人以上	合 計
青 果	1	1	1				3
水産物(消費地)		3					3
水産物(産地)		6	1				7
花 き		2					2
合 計	1	12	2				15

(注) 水産物(産地)については市場ごとに計上

(3) 資本金の規模別卸売業者数

区 分	1,000 万円以下	1,001 万円以上～ 1,500 万円以下	1,501 万円以上～ 2,000 万円以下	2,001 万円以上～ 3,000 万円以下	3,001 万円以上～ 5,000 万円以下
青 果				1	2
水産物(消費地)				2	
水産物(産地)					
花 き					1
合 計				3	3

区 分	5,001 万円以上～ 10,000 万円以下	10,001 万円以上～ 50,000 万円以下	50,001 万円以上	個人経営	地方公 共 団 体	合 計
青 果						3
水産物(消費地)	1					3
水産物(産地)		7				7
花 き	1					2
合 計	2	7				15

(4) 取扱金額等の規模別卸売業者数

① 取扱金額（平成 26 年度）

区 分	5 億円未満	5 億以上～ 10 億円未満	10 億以上～ 15 億円未満	15 億以上～ 20 億円未満	20 億以上～ 50 億円未満	50 億以上～ 100 億円未満	100 億円以上	合 計
青 果	1		1		1			3
水産物（消費地）		1		1	1			3
水産物（産地）		2	1		3	1		7
花 き			1		1			2
合 計	1	3	3	1	6	1		15

（注）水産物（産地）については市場ごとに計上

② 売上総利益率

区 分	0%以上～ 1%未満	1%以上～ 3%未満	3%以上～ 5%未満	5%以上～ 7%未満	7%以上～ 9%未満	9%以上	合 計
青 果					1	2	3
水産物（消費地）				1		2	3
水産物（産地）			4	2	1		7
花 き				1	1		2
合 計			4	4	3	4	15

（注 1）売上総利益率＝総売上純利益／総売上高

（注 2）水産物（産地）については市場ごとに計上

③ 出荷奨励金交付率

区 分	0.5%未満	0.5%以上～ 1.0%未満	1.0%以上～ 1.5%未満	1.5%以上	無	合 計
青 果	3					3
水産物（消費地）	3					3
水産物（産地）					7	7
花 き	2					2
合 計	8				7	15

（注 1）出荷奨励金交付率＝出荷奨励金／総売上高

（注 2）水産物（産地）については市場ごとに計上

④ 完納奨励金交付率

区 分	0.5%未満	0.5%以上～ 1.0%未満	1.0%以上～ 1.5%未満	1.5%以上	無	合 計
青 果	1	2				3
水産物（消費地）	3					3
水産物（産地）					7	7
花 き	1				1	2
合 計	5	2			8	15

（注 1）完納奨励金交付率＝完納奨励金／総売上高

（注 2）水産物（産地）については市場ごとに計上

⑤ 人件費率

区 分	1%未満	1%以上～ 1.5%未満	1.5%以上～ 2%未満	2%以上～ 2.5%未満	2.5%以上～ 3%未満	3%以上～ 3.5%未満	3.5%以上～ 4%未満	4%以上～ 5%未満	5%以上	合 計
青 果								1	2	3
水産物(消費地)							1		2	3
水産物(産地)			1			1		3	2	7
花 き								2		2
合 計			1			1	1	6	6	15

(注) 水産物(産地)については市場ごとに計上

⑥ 当期利益率

区 分	△10%未満	△10%以上 ～△5%未満	△5%以上～ △3%未満	△3%以上～ △1%未満	△1%以上～ △0.5%未満	△0.5%以上 ～0%未満	0%以上～ 0.5%未満	0.5%以上～ 1%未満	1%以上～ 3%未満	3%以上～ 5%未満	5%以上	合 計
青 果					1	2						3
水産物(消費地)				1			1	1				3
水産物(産地)							5	1	1			7
花 き						1	1					2
合 計				1	1	3	7	2	1			15

(注) 水産物(産地)については市場ごとに計上

(5) 品目別手数料率別卸売業者数

① 青果

区 分	野 菜						果 実					合 計	
	7%未満	7%～ 8%未満	8%～ 8.5%未満	8.5%	8.6%～ 9%未満	9%以上	計	7%未満	7%	7.1%～ 8%未満	8%～ 9%未満		9%以上
青 果			3				3		3				3

② 水産物

区 分	2%未満	2%～ 3%未満	3%～ 4%未満	4%～ 5%未満	5%～ 5.5%未満	5.5%	5.6%～ 6%未満	6%～ 7%未満	7%～ 8%未満	8%～ 9%未満	9%以上	合 計
水産物(消費地)								1	2			3
水産物(産地)				3	2	1		1				7
合 計				3	2	1		2	2			10

(注1) 水産物は生鮮水産物を計上

(注2) 水産物(産地)については市場ごとに計上

③ 花き

区 分	7%未満	7%～ 8%未満	8%～ 2%未満	9%～ 9.5%未満	9.5%	9.6%～ 10%未満	10%～ 11%未満	11%～ 12%未満	12%以上	合 計
花 き					1		1			2

3 買受人の状況

業 者 区 分	人 数
仲 卸 業 者	19 社 (16 社)
小 売 業 者	1,279 人 (512 人)
仲 買 業 者	105 人 (70 人)
加 工 業 者	69 人 (47 人)
他市場の卸売業者	15 人 (4 人)

(注) () 内は常時入場者数

4 品目別入荷形態の状況（平成 26 年度）

(1) 青果

（単位：百万円）

区	分	県内			県外			計		
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計
個人生産者	野菜	258		258	4		4	262		262
	果実	46		46	1		1	47		47
	計	304		304	5		5	309		309
商人又は商社	野菜	5	14	19	114	223	337	119	237	356
	果実		28	28	248	406	654	248	434	682
	計	5	42	47	362	629	991	367	671	1,038
任意組合	野菜	4		4	12	1	13	16	1	17
	果実	2		2	39		39	41		41
	計	6		6	51	1	52	57	1	58
協同組合及び同連合会	野菜	297	3	300	172	22	194	469	25	494
	果実	138		138	243		243	381		381
	計	435	3	438	415	22	437	850	25	875
中央卸売市場からの転送	野菜		10	10	130	117	247	130	127	257
	果実		68	68	41	76	117	41	144	185
	計		78	78	171	193	364	171	271	442
中央卸売市場以外の市場からの転送	野菜	1	386	387	333	423	756	334	809	1,143
	果実	1	58	59	20	305	325	21	363	384
	計	2	444	446	353	728	1,081	355	1,172	1,527
その他	野菜		428	428					428	428
	果実		192	192					192	192
	計		620	620					620	620
計	野菜	565	841	1,406	765	786	1,551	1,330	1,627	2,957
	果実	187	346	533	592	787	1,379	779	1,133	1,912
	計	752	1,187	1,939	1,357	1,573	2,930	2,109	2,760	4,869

(2) 水産物（消費地市場）

（単位：百万円）

区	分	県内			県外			計		
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計
個人生産者	生鮮	1,447		1,447				1,447		1,447
	冷凍									
	加工									
	計	1,447		1,447				1,447		1,447
商人又は商社	生鮮	405	369	774	181	847	1,028	586	1,216	1,802
	冷凍		107	107		368	368		475	475
	加工	56	90	146	35	130	165	91	220	311
	計	461	566	1,027	216	1,345	1,561	677	1,911	2,588
任意組合	生鮮	464		464				464		464
	冷凍									
	加工									
	計	464		464				464		464
協同組合及び同連合会	生鮮	214		214		31	31	214	31	245
	冷凍									
	加工									
	計	214		214		31	31	214	31	245
中央卸売市場からの転送	生鮮	41	413	454				41	413	454
	冷凍		147	147					147	147
	加工		87	87					87	87
	計	41	647	688				41	647	688
中央卸売市場以外の市場からの転送	生鮮									
	冷凍									
	加工									
	計									
その他	生鮮		495	495					495	495
	冷凍									
	加工									
	計		495	495					495	495
計	生鮮	2,571	1,277	3,848	181	878	1,059	2,752	2,155	4,907
	冷凍		254	254		368	368		622	622
	加工	56	177	233	35	130	165	91	307	398
	計	2,627	1,708	4,335	216	1,376	1,592	2,843	3,084	5,927

(3) 花き

(単位：百万円)

区	分	県内			県外			計		
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計
個人生産者	切花	88	3	91	990		990	1,078	3	1,081
	鉢物	6		6	303		303	309		309
	花木	11		11	40		40	51		51
	計	105	3	108	1,333		1,333	1,438	3	1,441
商人又は商社	切花	4		4	525	11	536	529	11	540
	鉢物									
	花木		1	1					1	1
計	4	1	5	525	11	536	529	12	541	
任意組合	切花				43		43	43		43
	鉢物				64		64	64		64
	花木				13		13	13		13
	計				120		120	120		120
協同組合 及び同連合会	切花	123		123	980		980	1,103		1,103
	鉢物	10		10	138		138	148		148
	花木	6		6	21		21	27		27
	計	139		139	1,139		1,139	1,278		1,278
中央卸売市場 からの転送	切花				59	38	97	59	38	97
	鉢物					35	35		35	35
	花木									
	計				59	73	132	59	73	132
中央卸売市場以外の市場 からの転送	切花		1	1					1	1
	鉢物									
	花木		2	2					2	2
	計		3	3					3	3
その他	切花		4	4					4	4
	鉢物									
	花木		5	5					5	5
	計		9	9					9	9
計	切花	215	8	223	2,597	49	2,646	2,812	57	2,869
	鉢物	16		16	505	35	540	521	35	556
	花木	17	8	25	74		74	91	8	99
	計	248	16	264	3,176	84	3,260	3,424	100	3,524

5 輸入農水産物の入荷状況（平成26年度）

(単位：トン、千本)

区	分	商社			その他			計		
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計
青果	野菜	43	111	154		47	47	43	158	201
	果実	2	1,690	1,692		92	92	2	1,782	1,784
	計	45	1,801	1,846		139	139	45	1,940	1,985
水産物	生鮮	285	399	684	10,222	1,049	11,271	10,507	1,448	11,955
	冷凍		535	535		126	126		661	661
	加工		209	209		76	76		285	285
	計	285	1,143	1,428	10,222	1,251	11,473	10,507	2,394	12,901
花	き	8,057	190	8,247				8,057	190	8,247
計		8,387	3,134	11,521	10,222	1,390	11,612	18,609	4,524	23,133

6 販売方法の形態（平成 26 年度）

（単位：数量 トン・千本、金額 百万円）

区 分		せり		入札		相対		計	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
青 果	野菜	2,680	602	210	48	10,594	2,307	13,484	2,957
	果実	619	175	307	94	5,851	1,643	6,777	1,912
	計	3,299	777	17,104	142	16,445	3,950	20,261	4,869
水 産 物	生鮮	8,934	2,630	3,256	514	1,710	1,763	13,900	4,907
	冷凍					740	622	740	622
	加工					305	398	305	398
	計	8,934	2,630	3,256	514	2,755	2,783	14,945	5,927
花	き	25,895	1,497			28,005	2,027	53,900	3,524
そ の 他					216	89	216	89	
計		12,233	4,904	3,773	656	19,416	8,849	35,422	14,409

（注 1）水産物産地市場を除く

（注 2）数量の縦計は、花きを除く

7 販売先の状況（平成 26 年度）

（単位：百万円）

区 分		仲卸業者	買参人 （仲卸業者を除く）		その他	計
			数量	金額		
青 果	野菜	1,091	1,132		734	2,957
	果実	306	1,085		521	1,912
	計	1,397	2,217		1,255	4,869
水 産 物	生鮮	583	3,175		1,149	4,907
	冷凍	129	395		98	622
	加工	30	288		80	398
	計	742	3,858		1,327	5,927
花	き	769	2,748		7	3,524
そ の 他		23	48		18	89
計		2,931	8,871		2,607	14,409

（注）水産物産地市場を除く

8 水産物産地市場の入荷形態等の状況（平成26年度）

(1) 水揚量及び搬入量

（単位：トン）

区 分	水揚量	搬入量 (陸送量)	合計
生 鮮	34,861	8,423	43,284
冷 凍			
塩 干			
ね り			
そ の 他			
計	34,861	8,423	43,284

（注）水産物消費地市場を除く

(2) 販売先の状況

（単位：百万円）

区 分	一般消費者	加工向	合計
生 鮮	16,111		16,111
冷 凍			
塩 干			
ね り			
そ の 他			
計	16,111		16,111

（注）水産物消費地市場を除く

IV 地区卸売市場の概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）

1 地区卸売市場の状況

区 分	市場数	卸 売 業者数	平成 26 年度取扱高（百万円）						
			野 菜	果 実	水産物 (消費地)	水産物 (産地)	花 き	その他	合 計
総合(青果・水産)									
青 果	1	1	20						20
水産物(消費地)									
水産物(産地)	6	1				298			298
花 き									
合 計	7	2	20			298			318

資料：平成 27 年度地方卸売市場実態調査（平成 26 年度実績）、以下同じ

2 開設組織形態別市場数

区 分	地方公共 団 体	事業協同 組 合	農業協同 組 合	漁業協同 組 合	株式会社	そ の 他 社	任意組合	個 人	合 計
総合(青果・水産)									
青 果							1		1
水産物(消費地)									
水産物(産地)				6					6
花 き									
合 計				6			1		7

3 組織形態別卸売業者数

区 分	地方公共 団 体	事業協同 組 合	農業協同 組 合	漁業協同 組 合	株式会社	そ の 他 社	任意組合	個 人	合 計
青 果							1		1
水産物(消費地)									
水産物(産地)				6					3
花 き									
合 計				6			1		4

4 取扱金額の規模別卸売業者数（平成 26 年度）

区 分	取扱実績無	5 千万円未満	5 千万円以上 ～1 億円未満	1 億円以上 ～2 億円未満	2 億円以上 ～3 億円未満	3 億円以上 ～5 億円未満	5 億円以上 ～7 億円未満
青 果		1					
水産物(消費地)							
水産物(産地)	3	1		2			
花 き							
合 計		2		2			

区 分	7 億円以上 ～10 億円未満	10 億円以上 ～15 億円未満	15 億円以上 ～20 億円未満	20 億円以上 ～50 億円未満	50 億円以上	合 計
青 果						1
水産物(消費地)						
水産物(産地)						6
花 き						
合 計						4

（注）水産物（産地）については市場ごとに計上

V 参考資料

目 次

1 卸売市場制度の概要	20
2 石川県卸売市場条例	
第1章 総則(第1条)	21
第2章 地方卸売市場	21
第1節 開設(第2条～第10条)	22
第2節 卸売業者等(第11条～第17条)	24
第3節 売買取引(第18条～第25条)	25
第3章 地区卸売市場(第26条～第31条)	26
第4章 監督(第32条)	27
第5章 雑則(第33条～第35条)	27
第6章 罰則(第36条～第48条)	28
附則	28
3 石川県卸売市場条例施行規則	30
4 卸売市場関係各種手続一覧	35
5 地方卸売市場における流通経路	39
6 県内卸売市場一覧表	40
7 県内卸売市場位置図	41

1 卸売市場制度の概要

(1) 卸売市場制度の変遷

卸売市場制度については、拠点的な卸売市場としての中央卸売市場のみを対象とした中央卸売市場法が大正 12 年に制定され、その整備、規制が行われてきたが、生鮮食料品の大量全国流通への移行等をめぐる諸条件の変化に対応するため、昭和 46 年に地方卸売市場も含めた卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）が制定された。

また、卸売市場法の制定と同時に中央卸売市場法は廃止された。

こうしたなか、最近における卸売市場をめぐる環境の変化にかんがみ、平成 16 年 6 月 9 日に生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換が図られるよう、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じる卸売市場法の改正が行われた。

本県では、昭和 46 年の法制定に併せて地方卸売市場に対する条例を制定し、卸売市場の開設及び卸売業者の営業の許可を行ってきた。

さらに、卸売市場整備計画に基づき、卸売市場の整備を計画的に促進するとともに、市場の適正な配置と施設の近代化を図り、全体的に集荷経費等の流通コストの軽減等を進めてきた。

(2) 法制度の対象となる範囲

卸売市場法による卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、駐車場、その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続的に開場するものであり、公開的かつ統一的な運営原則のもとに、多数の出荷者から委託を受け、又は買い付けて販売する少数の卸売業者と多数の買い手による取引の場をいう。

【中央卸売市場】

生鮮食料品等の流通及び消費上、特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための中核的拠点となる卸売市場

開設者は、都道府県又は 20 万人以上の人口を有する市で、農林水産大臣の許可を受けて開設される。

【地方卸売市場】

中央卸売市場以外の卸売市場で、基準以上の卸売市場

〈基準〉

青果物	卸売場	330 m ² 以上
水産物（産地）	〃	330 〃
水産物（消費地）	〃	200 〃
肉類	〃	150 〃
花き	〃	200 〃

【地区卸売市場】

中央卸売市場及び地方卸売市場以外の小さい卸売市場については、卸売市場法では具体的な規制等が規定されていないが、都道府県条例で必要な規制を行うことを妨げないとしており、本県においては、県条例で地区卸売市場として位置付けている。

(3) 卸売市場の種類・要件

区分	要件	開設者の許可等
中央卸売市場	都道府県、人口 20 万人以上の市又はこれらが加入する一部事業組合が農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場	① 開設者：地方公共団体（農林水産大臣認可） ② 卸売業者：株式会社等（農林水産大臣認可） ③ 仲卸業者：株式会社、個人等（開設者許可） ④ 売買参加者：（開設者承認）
地方卸売市場	中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模（政令規模：青果 330 m ² 、水産 200 m ² （産地市場は 330 m ² ）、食肉 150 m ² 、花き 200 m ² ）以上のものについて都道府県知事の許可を受けて開設されるもの	① 開設者：地方公共団体、株式会社、農協、漁協等（知事許可） ② 卸売業者：同上（ 〃 ） ③ 買受人（開設者承諾、開設者による知事届出）
地区卸売市場	中央及び地方卸売市場以外の卸売市場で、知事に届け出て開設されるもの	① 開設者：地方公共団体、株式会社、農協、漁協等（知事に届出） ② 卸売業者：同上（ 〃 ）

(注) 水産物産地市場とは、主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のため、その水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売をするためのものをいう

2 石川県卸売市場条例

昭和 46 年 12 月 21 日
条 例 第 5 5 号

[沿革] 昭和 48 年 10 月 6 日条例第 57 号
平成 4 年 3 月 27 日条例第 1 号改正
平成 11 年 12 月 17 日条例第 41 号改正
平成 13 年 3 月 23 日条例第 1 号改正
平成 16 年 12 月 21 日条例第 44 号改正
平成 27 年 3 月 23 日条例第 21 号改正

石川県卸売市場条例をここに公布する。
石川県卸売市場条例

第 1 章 総則 (目的)

第 1 条 この条例は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）に基づき地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に関し必要な事項並びに地区卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するために必要な事項等を定めて、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて県民生活の安定に資することを目的とする。

第 2 章 地方卸売市場 第 1 節 開設 (開設の許可の申請)

第 2 条 法第 55 条の規定による地方卸売市場の開設の許可（以下単に「開設の許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の名

2 前項の申請書には、業務規程及び事業計画のほか、規則で定める書類を添付しなければならない。

(業務規程)

第 3 条 業務規程に定めなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 地方卸売市場の位置及び面積
- 二 取扱品目
- 三 開場の期日及び時間
- 四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項
- 五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- 六 卸売の業務を行う者に関する事項
- 七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- 八 施設の使用料

(事業計画)

第 4 条 事業計画に定めなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み
- 二 施設の種類、規模、配置及び構造
- 三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画
- 四 施設を新設する場合にあつては、着工及び竣工の期日の見込み

(許可証の交付等)

第 5 条 知事は、開設の許可をしたときは、規則で定めるところにより、その者に許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、その許可証を地方卸売市場内の見易い場所に掲

示しなければならない。

- 3 第1項の許可証の書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。
(開設者の地位の承継)

第6条 開設者の許可を受けた者(以下この章及び第4章において「開設者」という。)が営業(地方卸売市場の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者の地位を承継する。

- 2 開設者たる法人の合併の場合(開設者たる法人と開設者でない法人が合併して開設者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(地方卸売市場の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、開設者の地位を承継する。

- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により地方卸売市場の業務を承継する法人が法第57条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者に該当するときは、当該認可をしてはならない。

第7条 開設者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該開設者の地方卸売市場の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行なっていた地方卸売市場の業務を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。

- 2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした開設の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

- 3 第1項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

- 4 前条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、前条第4項中「申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人」とあるのは、「申請者」と読み替えるものとする。

- 5 第1項の認可を受けた者は、開設者の地位を承継する。

(業務規程の変更の承認の申請)

第8条 法第64条第1項の規定による業務規程の変更の承認を受けようとする開設者は、変更の内容及び変更を必要とする理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 開設者は、第3条第3号から第7号までに掲げる事項の変更に係る前項の承認の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより選定した卸売業者(法第58条第1項の許可を受けた者をいう。以下この章及び第四章において同じ。)、買受人(第17条第1項の承諾を受けた者をいう。以下同じ。)その他の利害関係者の意見を聴かななければならない。ただし、次条第1項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

(市場取引委員会)

第8条の2 開設者は、地方卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会(以下この条において「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会は、業務規程の変更(第3条第3号から第7号までに掲げる事項の変更に限る。)に関し、及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

- 3 委員会の委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

- 4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

(氏名変更等の届出)

第9条 開設者は、次の各号の1に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 開設の許可に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 第2条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつたとき。

三 第4条第2号に掲げる事項を変更したとき。

(廃止の許可の申請)

第10条 法第60条の規定による地方卸売市場の廃止の許可(以下単に「廃止の許可」という。)を受けようとする開設者は、廃止しようとする理由並びに当該廃止が一般消費者及び関係事業者に与える影響に関する事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

第2節 卸売業者等

(卸売業務の許可の申請)

第11条 法第58条第1項の規定による卸売の業務を行なう許可(以下「卸売業務の許可」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の名

三 卸売の業務を行なおうとする市場及び取扱品目

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(取扱品目の部類)

第12条 法第58条第1項の取扱品目の部類は、次の各号に掲げる部類とする。

一 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の法第2条第1項に規定する生鮮食料品等(以下単に「生鮮食料品等」という。)を従たる取扱品目とするもの

二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

三 食肉部 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

四 花き部 花きを主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

(許可証の交付等)

第13条 知事は、卸売業務の許可をしたときは、規則で定めるところにより、その者に許可証を交付する。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定により交付を受けた許可証の掲示について準用する。

3 第1項の許可証の書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(卸売業者の地位の承継)

第14条 卸売業者が営業(地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合、卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)及び分割の場合(地方卸売市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)には、第6条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「開設者の地位」とあるのは「卸売業者の地位」と、同条第4項中「法第57条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者」とあるのは「法第59条に規定する者」と読み替えるものとする。

2 卸売業者が死亡した場合には、第7条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「当該開設者」とあるのは「当該卸売業者」と、「地方卸売市場の業務」とあるのは「地方卸売市場における卸売の業務」と、同条第5項中「開設者の地位」とあるのは「卸売業者の地位」と読み替えるものとする。

(開設者の地位の承継に伴う卸売業者の取扱い)

第14条の2 第6条第1項若しくは第2項又は第7条第5項の規定により開設者の地位が承継された場合において、承継後の地方卸売市場(以下この条において「新卸売市場」という。)に係る業務規程(以下この条において「新業務規程」という。)が次に掲げる要件を満たす場合には、これらの規定による地位の承継前の地方卸売市場(以下この条において「旧卸売市場」という。)の卸売業者(以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。)は、新卸売市場において旧

卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として法第 58 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

- 一 新業務規程で定められた地方卸売市場の位置が旧卸売市場の位置と同じであること。
- 二 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての法第 58 条第 1 項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。
- 三 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回っていないこと。

2 第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 5 項の規定による地位の承継前に、この条例又はこの条例に基づく命令の規定により、知事が旧卸売市場卸売業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が知事に対してした手続その他の行為は、知事が前項の規定により法第 58 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた者に対してした処分、手続その他の行為又は前項の規定により法第 58 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた者が知事に対してした手続その他の行為とみなす。

(氏名変更等の届出)

第 15 条 卸売業者は、次の各号の 1 に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 卸売業務の許可に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に変更があつたとき。

(卸売業務の廃止の届出)

第 16 条 卸売業者は、その許可に係る卸売の業務を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(卸売を受けようとする者の開設者の承諾)

第 17 条 地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、業務規程で定めるところにより、開設者の承諾を受けた者でなければならない。

2 開設者は、前項の承諾を与えたときは、その者の氏名又は名称及び住所を知事に届け出なければならない。

第 3 節 売買取引

(売買取引の方法)

第 18 条 卸売業者は、地方卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- 一 せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるものせり売又は入札の方法
- 二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引
- 三 前 2 号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるものせり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる生鮮食料品等（同項第 2 号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、災害の発生その他の規則で定める特別な事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。

3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の規則で定める特別な事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4 開設者は、第 1 項第 2 号の一定の割合を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより速やかに公表しなければならない。

(販売の委託の引受け拒否の禁止)

第 19 条 卸売業者は、卸売業務の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について地方卸売市場における卸売のための販売の委託の申込があつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(委託手数料以外の報酬の收受の禁止)

第 20 条 削除

(受託契約約款)

第 21 条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、遅滞なく、これを知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(せり人の届出)

第 22 条 卸売業者が地方卸売市場において行なう卸売のせり人は、せりを行なうのに必要な経験及び能力を有することその他規則で定める資格を有する者でなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定によるせり人を置いたときは、遅滞なく、その者の氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

(代金決済)

第 23 条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託を受けた生鮮食料品等を卸売したときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を委託者に支払わなければならない。

2 買受人は、地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けたときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を卸売業者に支払わなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第 24 条 法第 63 条の規定による卸売予定数量の公表は、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目についてしなければならない。

2 法第 63 条の規定による卸売の数量及び価格の公表は、価格を高値、中値及び安値に区分して、すみやかにしなければならない。

(事業報告書の提出)

第 25 条 卸売業者は、毎年(法人にあつては、当該法人の定める事業年度ごとに)、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、翌年の 3 月 31 日まで(法人にあつては、事業年度終了後 90 日以内)に、これを知事に提出しなければならない。

第 3 章 地区卸売市場

(開設の届出)

第 26 条 法第 2 条第 2 項に規定する卸売市場であつて同条第 3 項に規定する中央卸売市場及び同条第 4 項に規定する地方卸売市場以外のもの(以下「地区卸売市場」という。)を開設しようとする者は、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- 三 届出に係る業務を開始しようとする期日
- 四 地区卸売市場の名称、位置及び面積
- 五 施設の種類、規模、配置及び構造
- 六 取扱品目
- 七 開場の期日及び時間
- 八 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項
- 九 施設の使用料

(卸売の業務の届出)

第 27 条 地区卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の氏名

三 届出に係る卸売の業務を行なおうとする市場及び取扱品目

四 届出に係る卸売の業務を開始しようとする期日

(廃止等の届出)

第 28 条 第 26 条の規定による届出をした者（以下この章において「開設者」という。）又は前条の規定による届出をした者（以下この章において「卸売業者」という。）は、次の各号の 1 に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 第 26 条又は前条の規定による届出に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 第 26 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号から第 9 号までのいずれか又は前条第 1 号から第 3 号までのいずれかに掲げる事項に変更があり、又は当該事項を変更したとき。

三 地区卸売市場の業務又は地区卸売市場における卸売の業務を廃止したとき。

(業務の運営)

第 29 条 開設者及び卸売業者は、適正かつ健全に、地区卸売市場の業務又は地区卸売市場における卸売の業務を運営しなければならない。

(事業報告書の提出)

第 30 条 卸売業者は、毎年（法人にあつては、当該法人の定める事業年度ごとに）、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、翌年 3 月 31 日まで（法人にあつては、事業年度終了後 90 日以内）に、これを知事に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第 31 条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 4 章 監督

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第 32 条 知事は、法第 6 条の規定による卸売市場整備計画（以下単に「卸売市場整備計画」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な改善、調整その他の措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、地方卸売市場若しくは地区卸売市場の業務又は地方卸売市場若しくは地区卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者若しくは卸売業者又は第 26 条若しくは第 27 条の規定による届出をした者に対し、その業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第 5 章 雑則

(告示)

第 33 条 知事は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつた場合も、同様とする。

一 開設の許可、廃止の許可又は卸売業務の許可をしたとき。

二 第 16 条の規定による届出があつたとき。

三 法第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による処分をしたとき。

(助成)

第 34 条 県は、卸売市場を開設している者が卸売市場整備計画に基づき卸売市場の施設の改良、造成又は取得をする場合においては、その者に対し、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を助成することができる。

2 知事は、関係者に対し、卸売市場整備計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融資のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

(規則への委任)

第 35 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第 36 条 次の各号の 1 に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 9 条、第 15 条又は第 16 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第 25 条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者
- 三 第 26 条又は第 27 条の規定に違反して地区卸売市場を開設し、又は地区卸売市場において卸売の業務を行った者

第 37 条 次の各号の 1 に該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 28 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第 30 条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者
- 三 第 31 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、昭和 47 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章（これに係る罰則を含む。）及び第 32 条第 2 項（地区卸売市場に関する部分に限る。）の規定は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。
- 2 第 3 章の規定の施行の日において現に地区卸売市場を開設し、又は地区卸売市場において卸売の業務を行なっている者は、その日から起算して 3 月を経過する日（以下「経過日」という。）までに第 26 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号まで又は第 27 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、経過日までの間に当該地区卸売市場又は当該卸売の業務を廃止した場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第 26 条又は第 27 条の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 附則第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 万円以下の罰金に処する。
- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則（昭和 48 年 10 月 6 日条例第 57 号）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 27 日条例第 1 号抄）

- 1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 11 年 12 月 17 日条例第 41 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日条例第 1 号抄）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 21 日条例第 44 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から

施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の石川県卸売市場条例の規定による許可を受けて開設されている地方卸売市場（次項において「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、改正後の石川県卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、平成 17 年 3 月 31 日までに、新条例第 8 条第 1 項の規定による承認の申請をしなければならない。
- 3 既設地方卸売市場の業務規程は、平成 17 年 3 月 31 日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかった既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があった日（当該変更の承認の処分があった日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、新条例第 2 章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

附 則（平成 27 年 3 月 23 日条例第 21 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3 石川県卸売市場条例施行規則

昭和 46 年 12 月 24 日
規 則 第 7 5 号

[沿革] 平成 6 年 3 月 30 日規則第 7 号改正
平成 12 年 13 月 31 日規則第 18 号改正
平成 13 年 3 月 30 日規則第 14 号改正

石川県卸売市場条例施行規則をここに公布する。
石川県卸売市場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、石川県卸売市場条例（昭和 46 年石川県条例第 55 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設の許可申請書の添付書類)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の戸籍抄本及び履歴書
- 四 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- 五 申請者が卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 六 申請者が法第 57 条第 2 項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

2 条例第 2 条第 2 項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 申請者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人）の戸籍抄本及び履歴書
- 二 申請書が法第 57 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 三 前項第 6 号に掲げる書類

(開設に係る許可証の様式)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する許可証（次条から第 6 条までにおいて、単に「許可証」という。）の様式は、別記様式第 1 号によるものとする。

(開設に係る許可証の書替え交付)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定する開設者（以下単に「開設者」という。）は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、許可証の書替え交付を受けなければならない。

2 許可証の書替え交付を受けようとする者は、その許可証を申請書に添えて知事に提出しなければならない。

(開設に係る許可証の再交付)

第 5 条 開設者は、許可証を破り、よごし、又は失つたときは、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、許可証の再交付を受けようとする者が、許可証を破り、又はよごした者である場合に準用する。

(開設に係る許可証の返納)

第 6 条 開設者は、当該地方卸売市場の業務を廃止したとき、その他許可証の保持に関し正当な理由がなくなつたときは、すみやかに、許可証を知事に返納しなければならない。

(開設者の地位の承継認可申請)

第 7 条 条例第 6 条第 3 項の規定による申請をする場合において、その申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人

及び譲受人が連署しなければならない。

- 一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所
- 二 譲り渡す営業に係る市場
- 三 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- 四 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2 前項の場合において、当該申請者のうちに法人である者があるときは、当該申請書には、その法人についての次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付しなければならない。

- 一 第2条第1項第1号から第4号までに掲げる書類
- 二 譲受人である申請者が法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 三 譲受人である申請者が法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

3 第1項の場合において、当該申請者のうちに個人である者があるときは、当該申請書には、その個人についての次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付しなければならない。

- 一 第2条第2項第1号に掲げる書類
- 二 譲受人である申請者が法第57条第1項第1号又は第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 三 譲受人である申請者が法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

第8条 条例第6条第3項の規定による申請をする場合において、その申請が合併に係るものであるときは、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、合併の当事者が連署しなければならない。

- 一 合併の当事者の名称及び住所
- 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
- 三 合併の方法及び条件
- 四 合併の予定年月日
- 五 合併を必要とする理由

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項各号列記以外の部分中「その法人についての次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」とあるのは「当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次の各号に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、同項第2号及び第3号中「譲受人である申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

第8条の2 条例第6条第3項の規定による申請をする場合において、その申請が分割に係るものであるときは、当該申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、分割の当事者が2以上ある場合には、それらの者が連署しなければならない。

- 一 分割の当事者の名称及び住所
- 二 分割により地方卸売市場の業務を承継する法人の名称及び住所
- 三 分割により承継させる地方卸売市場の業務に係る市場
- 四 分割の方法及び条件
- 五 分割の予定年月日
- 六 分割を必要とする理由

2 第7条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第7条第2項各号列記以外の部分中「その法人についての次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」とあるのは「当該申請者及び分割により地方卸売市場の業務を承継する法人についての次に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同項第2号及び第3号中「譲受人である申請者」とあるのは「分割により地方卸売市場の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

第9条 条例第7条第3項の規定による申請をする場合は、当該申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名、住所及び被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 引き続き営もうとする業務に係る市場
- 四 相続開始の日

2 第7条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第7条第3項各号列記以外の部分中「その個人についての次の各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」とあるのは「次の各号に掲げる書類並びに申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該地方卸売市場の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と、同項第2号及び第3号中「譲受人である申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

(利害関係者の選定)

第10条 条例第8条第2項の規定により意見を聴くべき利害関係者の選定は、意見を述べることについて正当な理由を有する者のうちから開設者が指名することにより行うものとする。

(卸売業務の許可申請書の添付書類)

第11条 条例第11条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 第2条第1項第1号から第5号までの各号に掲げる書類
- 二 当該申請の日以後1年間における事業計画書

2 条例第11条第2項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる書類
- 二 当該申請の日以後1年間における事業計画書

(卸売業務に係る許可証の様式)

第12条 条例第13条第1項に規定する許可証(次条において、単に「許可証」という。)は、別記様式第2号によるものとする。

(卸売業務に係る許可証の書替え交付等)

第13条 第4条から第6条までの規定は、前条の許可証の書替え交付、再交付及び返納について準用する。この場合において、第4条第1項中「条例第6条第1項に規定する開設者」とあり、又は第5条第1項及び第6条中「開設者」とあるのは「条例第8条第2項に規定する卸売業者」と読み替えるものとする。

(卸売業者の地位の承継認可申請)

第14条 条例第14条第1項において準用する条例第6条第3項の規定による申請をする場合には、第7条から第8条の2までの規定を準用する。この場合において、第7条第1項第2号及び第8条の2第1項第3号中「市場」とあるのは「市場及び取扱品目」と、第8条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項中「地方卸売市場の業務」とあるのは「地方卸売市場における卸売の業務」と読み替えるものとする。

第15条 条例第14条第2項において準用する条例第7条第3項の規定による申請をする場合には、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第3号中「市場」とあるのは、「市場及び取扱品目」と読み替えるものとする。

(卸売業務の廃止の届出)

第16条 条例第16条の規定による届出は、当該卸売の業務を廃止する理由を記載した書面によつてしなければならない。

(相対取引によることができる特別の事情がある場合)

第17条 条例第18条第2項の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害の発生
- 二 入荷の遅延
- 三 卸売の相手方が少数である場合
- 四 せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

五 卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合

六 緊急に出航する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合

(せり売又は入札の方法によらなければならない特別の事情がある場合)

第18条 条例第18条第3項の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合

二 当該市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(せり売り又は入札の割合を定めたときの公表)

第19条 条例第18条第4項の規定による公表は、文書による卸売業者、買受人その他の利害関係者への通知又は市場内での掲示等の方法によるものとする。

(せり人の資格の基準)

第20条 条例第22条の規則で定める資格は、次に掲げる者のいずれにも該当しないこととする。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しないもの

三 買受人又は買受人の役員若しくは使用者である者

(せり人の届出)

第21条 条例第22条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該せり人の住所及び生年月日

二 当該せり人のせり人としての経験年数

2 条例第22条第2項の規定による届出をする場合には、当該せり人が前条各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面を届出書に添付しなければならない。

(地方卸売市場における卸売業務に係る事業報告書の作成)

第22条 条例第25条の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 卸売の業務の運営に係る組織に関する事項

二 卸売業務の状況

三 資産、負債及び損益の状況

(地区卸売市場における卸売業務に係る事業報告書の作成)

第23条 条例第30条の事業報告書を作成する場合には、前条の規定を準用する。

附 則 (昭和46年12月24日規則第75号)

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、昭和47年6月21日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日規則第7号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。(後略)

2 改正前の(中略)石川県卸売市場条例施行規則(中略)(以下これらを「石川県動力消防ポンプ性能試験規則等」という。)の規定に基づいて作成した申請書その他の用紙は、それぞれ改正後の石川県動力消防ポンプ性能試験規則等の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成12年3月31日規則第18号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第14号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

地方卸売市場開設許可証

名 称

所 在 地

開設者の氏名
又は名称

開設者の住所

許可年月日 年 月 日 石川県指令 第 号
及び許可番号

卸売市場法第55条の規定により許可済みであることを証する。

年 月 日

石 川 県 知 事

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

一部改正〔平成6年規則7号〕

地方卸売市場卸売業務許可証

許可に係る市場
の名称及び取扱品目

許可に係る市場
の所在地

卸売業者の氏名又は
名 称

卸売業者の住所

許可年月日及び許可
番 号 年 月 日 石川県指令 第 号

卸売市場法第58条の規定により許可済みであることを証する。

年 月 日

石川県知事

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

一部改正〔平成6年規則7号〕

4 卸売市場関係各種手続一覧

(1) 地方卸売市場

提出事項 (根拠法令)	手続事項 (根拠法令)	提出者	提出時期	提出先 (あて名)	経由機関 (根拠法令)	受取機関	提出部数
開設の許可 (法第55条)	許可の申請 法第56条 県条例第2条、第3条、第4条 県規則第2条	開設しようとする者	開設しようとするとき	知事あて	—	石川県 生産流通課	1部
廃止の許可 (法第60条)	許可の申請 (県条例第10条)	開設者	廃止しようとするとき	同上	—	同上	同上
営業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割の認可(開設者の場合) (県条例第6条)	認可の申請 (県規則第7条、第8条)	開設者 (譲渡人、譲受人連署)	営業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割しようとするとき	同上	—	同上	同上
相続の認可(開設者の場合) (県条例第7条)	認可の申請 (県規則第9条)	開設者	死亡の日から起算して60日以内 (県条例第7条第3項)	同上	—	同上	同上
名称変更等の届出(開設者の場合) (県条例第9条) ・業務の開始 ・業務の休止 ・業務の再開 ・氏名の変更 ・名称の変更 ・住所の変更 ・資本額の変更 ・出資の額の変更 ・役員の変更 ・施設の種類の変更 ・施設の規模の変更 ・施設の配置の変更 ・施設の構造の変更	届出	開設者	変更等をしたとき	同上	—	同上	同上
業務規程の変更の承認 (法第64条)	承認の申請 (県条例第8条) ※	開設者	業務規程の変更をしようとするとき	同上	—	同上	同上

※ ①開場の期日及び時間、②卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項、③卸売の業務を行なう者に関する事項、④卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項に係る承認の申請には、利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴かなければならない。(県条例第8条第2項)

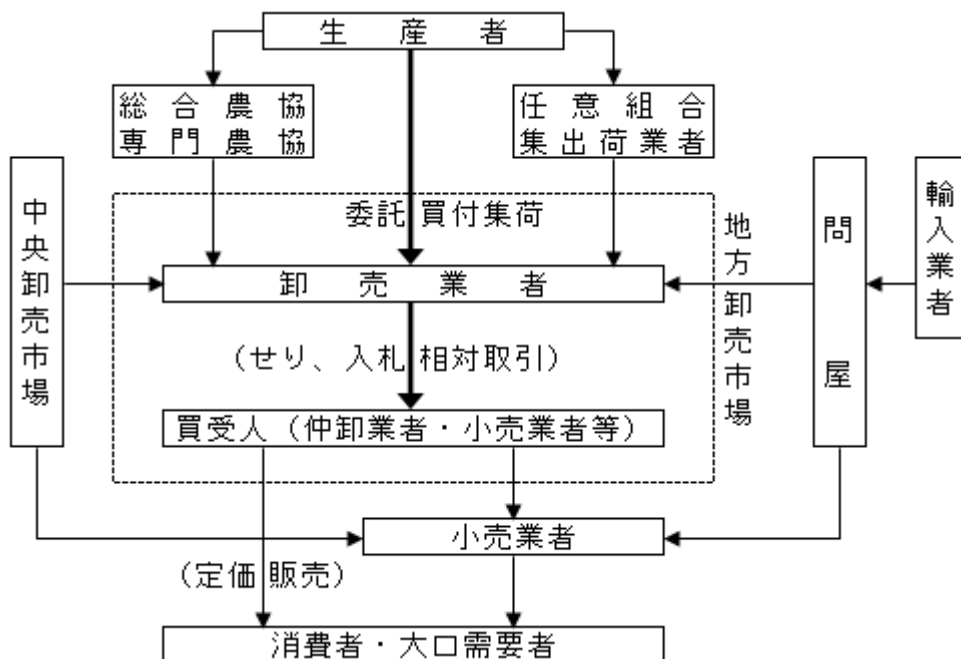
提出事項 (根拠法令)	手続事項 (根拠法令)	提出者	提出時期	提出先 (あて名)	経由機関 (根拠法令)	受取機関	提出部数
卸売業務の許可 (法第 58 条)	許可の申請 県条例第 11 条、第 12 条 県規則第 11 条	卸売業務を行おうとする者	卸売業務を行おうとするとき	知事あて	開設者を經由 (法第 58 条)	石川県 生産流通課	1 部
卸売業務の廃止の届出 (県条例第 16 条)	届出 (県規則第 16 条)	卸売業者	卸売業務を廃止したとき	同上	—	同上	同上
せり人の届出 (県条例第 22 条)	届出 (県規則第 21 条)	卸売業者	せり人を置いたとき	同上	—	同上	同上
営業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割の認可(卸売業者の場合) (県条例第 14 条第 1 項)	認可の申請 (県規則第 14 条)	卸売業者 (譲渡人、譲受人連署)	営業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割しようとするとき	同上	—	同上	同上
相続の認可(卸売業者の場合) (県条例第 14 条第 2 項)	認可の申請 (県規則第 15 条)	卸売業者	死亡の日から起算して 60 日以内 (県条例第 14 条)	同上	—	同上	同上
名称変更等の届出(卸売業者の場合) (県条例第 15 条) ・業務の開始 ・業務の休止 ・業務の再開 ・氏名の変更 ・名称の変更 ・住所の変更 ・資本額の変更 ・出資の額の変更 ・役員の変更	届出	卸売業者	変更等をしたとき	同上	—	同上	同上
事業報告書の提出 (県条例第 25 条)	報告 (県規則第 22 条)	卸売業者	翌年の 3 月 31 日まで 法人にあっては、 事業年度終了後 90 日 以内	同上	—	同上	同上

(2) 地区卸売市場

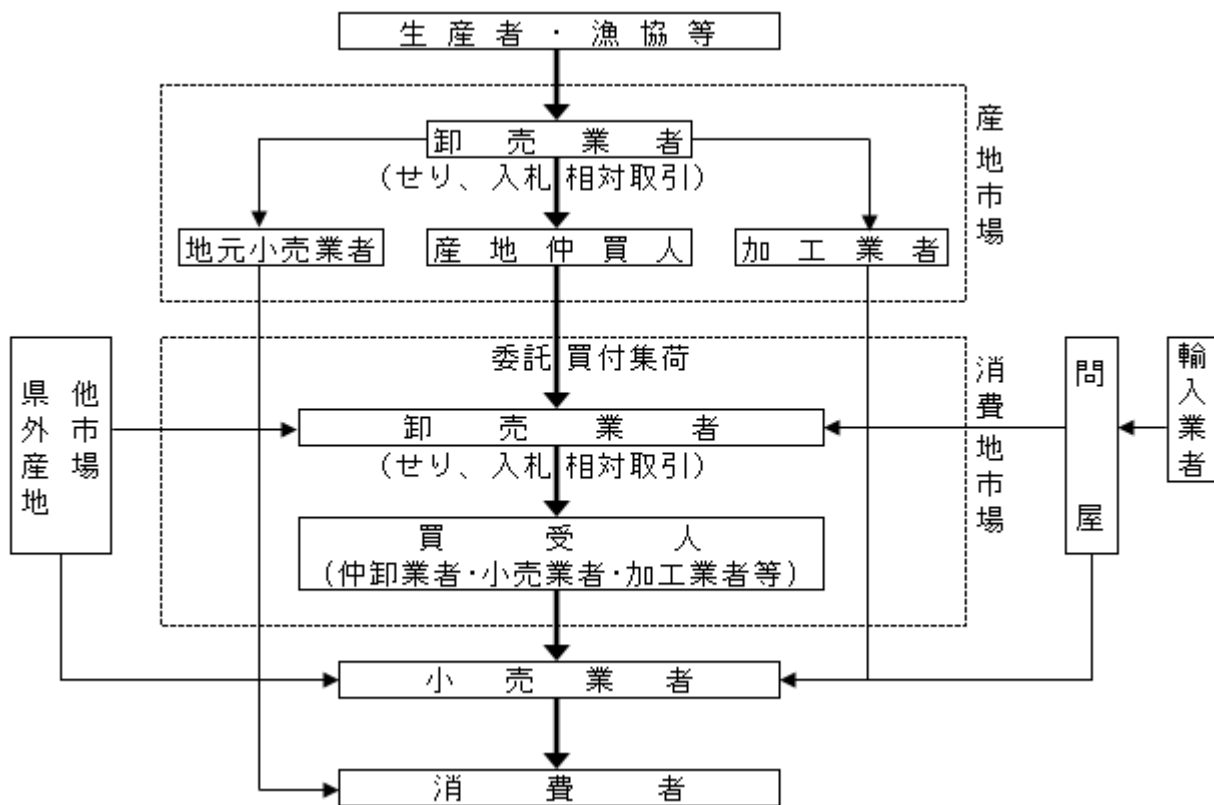
提出事項 (根拠法令)	手続事項 (根拠法令)	提出者	提出時期	提出先 (あて名)	経由機関 (根拠法令)	受取機関	提出部数
開設の届出 (県条例第 26 条)	届出	開設しようとする者	開設しようとするとき	知事あて	—	石川県 生産流通課	1 部
卸売業務の届出 (県条例第 27 条)	届出	卸売業務を行おうとする者	卸売業務を行おうとするとき	同上	—	同上	同上
廃止等の届出 (県条例第 28 条) ・業務の開始 ・業務の休止 ・業務の再開 ・氏名の変更 ・名称の変更 ・住所の変更 ・資本額の変更 ・出資の額の変更 ・役員の変更 ・地区卸売市場の名称の変更 ・地区卸売市場の位置の変更 ・地区卸売市場の面積の変更 ・施設の種類の变更 ・施設の規模の变更 ・施設の配置の变更 ・施設の構造の变更 ・取扱品目の变更 ・開場の期日の变更 ・開場の時間の变更 ・卸売の業務に係る売買取引の方法の变更 ・卸売の業務に係る決済の方法の变更 ・施設の使用料の变更 ・卸売の業務を行う市場の变更 ・卸売の業務を行う品目の变更 ・業務又は卸売の業務を廃止したとき	届出	開設者 卸売業者	変更等をしたとき	同上	—	同上	同上
事業報告書の提出 (県条例第 30 条)	報告 (県規則第 23 条)	卸売業者	翌年の 3 月 31 日まで 法人にあっては、 事業年度終了後 90 日 以内	同上	—	同上	同上

5 地方卸売市場における流通経路

(1) 青果物の流通経路図



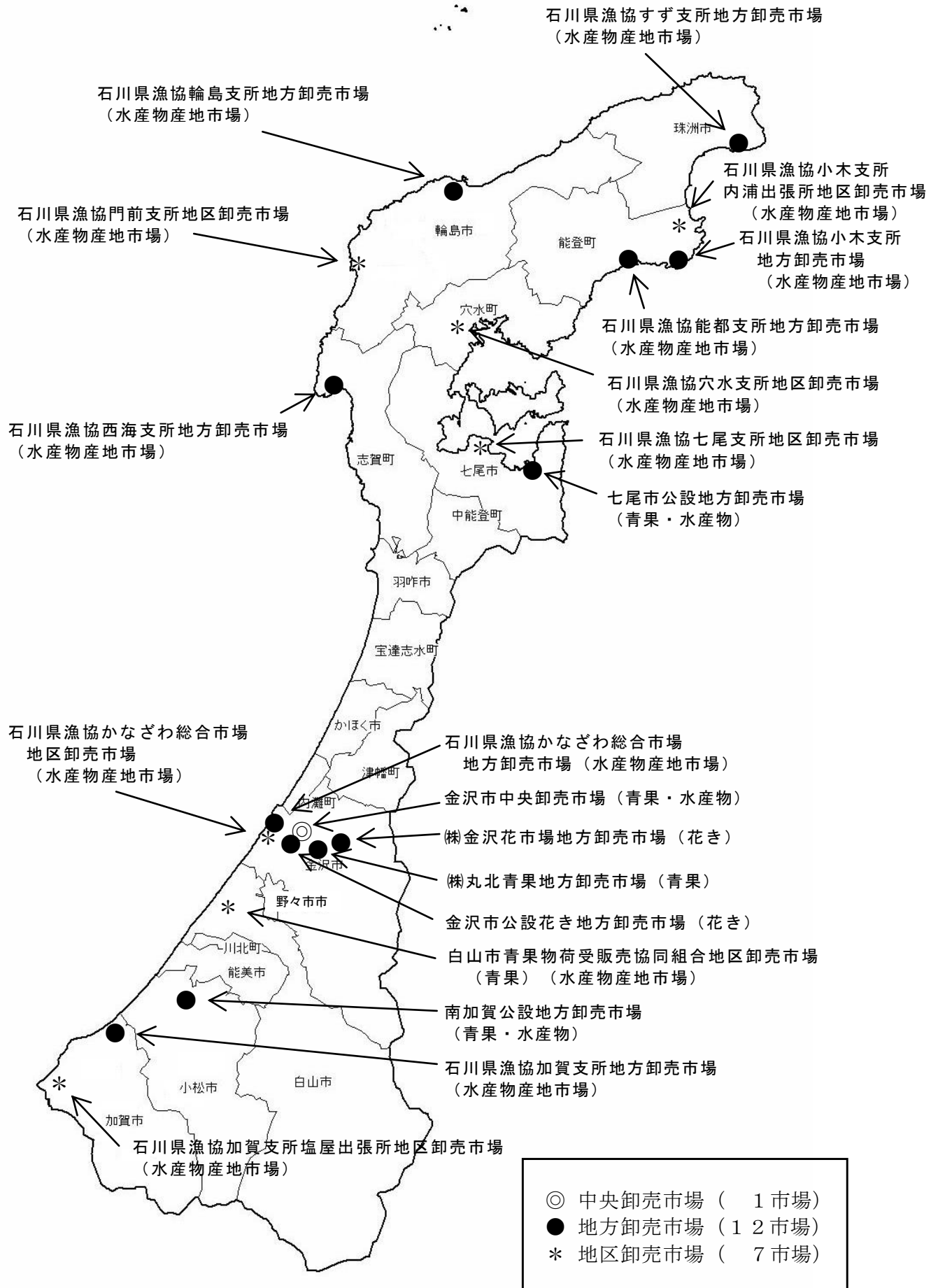
(2) 水産物の流通経路



6 県内卸売市場一覧表（平成 28 年 6 月現在）

区分	市場名 (開設者)	所在地	卸売業者名及び代表者氏名	取扱品目	電話番号	備考
中央卸売市場	金沢市中央卸売市場 (金沢市)	920-0024 金沢市西念 4 丁目 7 番 1 号 Tel (076) 220-2711	丸果石川中央青果株式会社 代表取締役社長 松本 久典	青果	(076) 262-7158	
			石川中央魚市株式会社 代表取締役社長 横町 博一	水産	(076) 223-1364	
			ウロコ水産株式会社 代表取締役社長 嶋田 政之助	水産	(076) 233-1925	
地方	南加賀公設地方卸売市場 (南加賀広域圏事務組合)	923-0841 小松市本江町ホ-1 Tel (0761) 24-6611	丸果小松青果株式会社 代表取締役社長 土井 克彦	青果	(0761) 24-6500	
			小松水産株式会社 代表取締役社長 福島 知朗	水産	(0761) 22-3831	
			永儀水産株式会社 代表取締役社長 永井 義久	水産	(0761) 24-2511	
	七尾市公設地方卸売市場 (七尾市)	926-0006 七尾市大田町 111 部 25 番地 Tel (0767) 53-4433	丸果七尾青果株式会社 代表取締役社長 伊藤 均	青果	(0767) 53-7575	
			七尾魚市場株式会社 代表取締役社長 田尻 豊治	水産	(0767) 53-7710	
			株式会社 丸北青果地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	920-0025 金沢市駅西本町 3 丁目 18 番 25 号	株式会社 丸北青果 代表取締役社長 下田 誠	青果
卸売市場	石川県漁協能都支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-0433 鳳珠郡能登町字宇出津ノ字 208-4	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(0768) 62-1321	
			石川県漁協小木支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-0553 鳳珠郡能登町字小木 34-11	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産
	石川県漁協すず支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-1204 珠洲市蛸島町ネ部 62 番地	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(0768) 82-1241	
	石川県漁協輪島支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	928-0075 輪島市鳳至町下町 166	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(0768) 22-1485	
	石川県漁協かなざわ総合市場地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	920-0332 金沢市無量寺町ヲ-51	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(076) 268-1101	
	石川県漁協加賀支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	922-0553 加賀市小塩町コ-181	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(0761) 75-1111	
	石川県漁協西海支所地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	925-0566 羽咋郡志賀町西海風戸ヌ-8-2	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(0767) 45-1111	
	花き	株式会社 金沢花市場地方卸売市場 (卸売業者に同じ)	920-0806 金沢市神宮寺 1-7-22	株式会社 金沢花市場 代表取締役社長 村松 憲一	花き	(076) 252-4611
金沢市公設花き地方卸売市場 (金沢市)		920-0051 金沢市二口町ニ-80-1 Tel (076) 220-2715	金沢総合花き株式会社 代表取締役社長 畑下 勲	花き	(076) 223-8711	
地区卸売市場	農事組合法人 白山市青果物荷受販売協同組合 地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	924-0885 白山市殿町 47	農事組合法人 白山市青果物荷受販売協同組合 理事長 平田 一二	青果	(076) 275-0057	
	石川県漁協七尾支所地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	926-0172 七尾市石崎町 1-77	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(0767) 62-2535	
	石川県漁協小木支所内浦出張所 地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-0602 鳳珠郡能登町字松波 10-119	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(0768) 72-0212	
	石川県漁協加賀支所塩屋出張所 地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	922-0673 加賀市塩屋町ロ-71-甲	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(0761) 73-8009	
	石川県漁協かなざわ総合市場地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	920-0332 金沢市無量寺町ヲ-45-1	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(076) 268-3321	休止中
	石川県漁協門前支所地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-2166 輪島市門前町鹿磯 18-16	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(0768) 43-1537	休業中
石川県漁協穴水支所地区卸売市場 (卸売業者に同じ)	927-0026 鳳珠郡穴水町字大町ロ-51-1	石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	水産	(0768) 52-1180	休業中	

7 県内卸売市場位置図



平成 27 年度 石川県卸売市場の概要

平成 28 年 6 月 30 日 発行

石川県 農林水産部 生産流通課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

直通電話 (076)225-1621

ファックス (076)225-1624

E-mail e210300@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.jp/nousan/index.html>